

令和元年（ワ）第16146号 損害賠償請求事件

原告 （閲覧制限）

被告 学校法人順天堂

第3準備書面

2021（令和3）年2月10日

東京地方裁判所 民事第37部合A係 御中

原告ら代理人弁護士 倉重 都

ほか



第1 交通費及び宿泊費の計算方法

1 交通費

(1) 電車・バス代

原告らが受験した被告の一次試験の会場は、幕張メッセであり、これは海浜幕張駅が最寄駅である。したがって、原告の自宅または宿泊先の最寄駅より海浜幕張駅の往復分が、原告の一次試験受験の電車・バス代となる。

原告らが受験した被告の二次試験の会場は、被告の本郷・御茶ノ水キャンパスであり、これは、最寄駅が御茶ノ水駅である。したがって、原告の自宅または宿泊先の最寄駅より御茶ノ水駅の往復分が、原告の二次試験受験の電車・バス代となる。

(2) 飛行機代

被告の受験に飛行機の利用が必要だった原告は、原告5番だけで

ある。

本来なら、領収書等で実費の確認をすべきであるが、原告5番の受験年が、2011年及び2012年と、相当過去であることもあり、領収書等が残っていないため、実費を確認することができない。そのため、原告5番が利用した航路の航空運賃を調査し、交通費として計上した（甲6の5）。

2 宿泊費

受験の際に、宿泊が必要であった原告は、原告2・4・5・7番である。

宿泊費用は、基本的には、領収書等の金額で計上している。もっとも、受験が相当過去であったなどで、領収証等が残っていない原告については、受験会場の最寄駅のホテルの相場を参考にした。

受験時に宿泊が必要だった原告で、宿泊費の領収書等が残っていない原告は、原告4・5番である。

原告4番が宿泊したのは一次試験の受験時であり、受験会場の最寄駅は海浜幕張駅である。海浜幕張駅のホテルの2021年2月時点の相場を調査するために、ホテル予約サイトを検索したところ、海浜幕張駅の4軒のホテルの宿泊費の最低料金の平均額は9812円であった（甲17・黄色マーカーのホテル）。そうすると、原告4番の受験時の宿泊費用を1万円と計上したことは妥当である。

同様に、原告5番も、一次試験の際、海浜幕張駅近くのホテルに宿泊したが、その領収証等はない。そのため、原告5番についても、一次試験の宿泊費用を1万円として計上する。

原告5番は、二次試験の受験の際も、試験会場近くの御茶ノ水駅周辺に宿泊したが、同じく、その領収証等はない。御茶ノ水駅のホテルの2021年2月時点の相場を調査するために、ホテル予約

サイトを検索したところ、御茶ノ水駅から近い6軒のホテルの平均額は6764円であった(甲18・黄色マーカーのホテル)。もっとも、新型コロナウイルスの影響で、外国からの旅行者、企業の出張、個人の国内旅行の需要が激減しているために、東京都内のホテルの客室単価の相場が、41.9%程度下がっていることを考慮すると(甲19)、2011年及び2012年時点の、原告5番の宿泊費用を1万円と計上したことは妥当である。

3 未成年受験生への保護者の付き添い

未成年の受験生について、受験のために航空便等の遠距離移動や宿泊を伴う場合には、そもそもそのような遠距離移動の経験がないとか、都会のホテル等に一人で宿泊することに安全上の懸念がある等の理由から、保護者も受験生に付き添って上京することは通常考えられることである。

原告5番は、2011年及び2012年の受験時、未成年であったため、母親が、受験のための道程に同行した。したがって、原告5番の実費には、同行した母親にかかった費用も計上した。

第2 個別原告の交通費及び宿泊費

1 原告1番

年度	一次二次	電車・バス	飛行機	宿泊費	合計
2015	一次				<u>1260</u>
2016	一次				<u>1260</u>

2 原告2番

年度	一次二次	電車・バス	飛行機	宿泊費	合計
2018	一次			9000 (甲 20)	<u>11280</u>
2018	二次				<u>1160</u>

3 原告 3 番

年度	一次二次	電車・バス	飛行機	宿泊費	合計
2017	一次				<u>1580</u>
2018	一次				<u>1580</u>

4 原告 4 番

年度	一次二次	電車・バス	飛行機	宿泊費	合計
2014	一次			10000	<u>11800</u>
2014	二次				<u>940</u>

5 原告 5 番

年度	一次二次	電車・バス	飛行機	宿泊費	合計
2011	一次			10000	75140 × 2 人分 <u>150280</u>
2011	二次			10000	74060 ×

				2人分 <u>148120</u>
2012	一次		10000	75140 × 2人分 <u>150280</u>
2012	二次		10000	74060 × 2人分 <u>148120</u>

6 原告6番

年度	一次二次	電車・バス	飛行機	宿泊費	合計
2015	一次				<u>2980</u>
2016	一次				<u>2980</u>
2017	一次				<u>2980</u>

7 原告7番

年度	一次二次	電車・バス	飛行機	宿泊費	合計
2013	一次			7300 (甲 21)	<u>9580</u>
2013	二次				<u>1400</u>

8 原告8番

年度	一次二次	電車・バス	飛行機	宿泊費	合計
2016	一次				<u>1340</u>

9 原告9番

年度	一次二次	電車・バス	飛行機	宿泊費	合計
2018	一次				<u>1600</u>

10 原告10番

年度	一次二次	電車・バス	飛行機	宿泊費	合計
2011	一次				<u>2300</u>
2012	一次				<u>2300</u>

11 原告11番

年度	一次二次	電車・バス	飛行機	宿泊費	合計
2014	一次				<u>780</u>
2015	一次				<u>780</u>
2015	二次				<u>940</u>

12 原告12番

年度	一次二次	電車・バス	飛行機	宿泊費	合計
2017	一次				<u>1820</u>

13 原告13番

年度	一次二次	電車・バス	飛行機	宿泊費	合計
2018	一次				<u>1640</u>

以上